

静岡環境保全セミナー 平成25年12月6日

環境影響評価法を巡る最近の動向

～改正法施行、放射性物質、震災復興、迅速化～

上杉 哲郎
環境省総合環境政策局環境影響評価課 課長

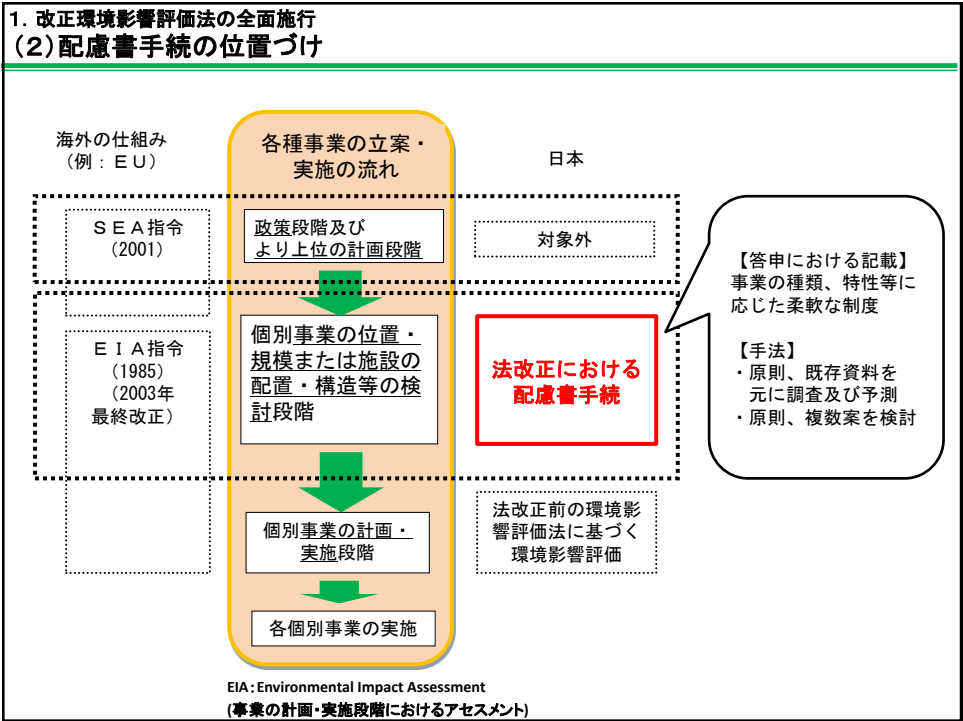
1. 改正環境影響評価法の全面施行

- (1)改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き
- (2)配慮書手続の位置づけ
- (3)基本的事項の改正の概要
- (4)環境影響評価法に基づく主務省令の概要
- (5)配慮書手続における調査等の考え方
- (6)配慮書手続の事例(川口土地区画整理事業)

1. 改正環境影響評価法の全面施行	
(1) 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き①	
環境影響評価法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)に関するこれまでの主な動きについては、以下のとおりである。	
平成22年 2月22日	「今後の環境影響評価制度の在り方について」中環審答申
3月19日	改正法案国会(第174回常会)提出
平成23年 4月22日	改正法成立(第177回常会)
4月27日	改正法公布
10月14日	改正法第1段施行に対応するための改正政省令公布
平成24年 4月1日	改正法第1段施行 ① 交付金の交付対象事業を法対象事業に追加 ② 方法書説明会の開催の義務化 ③ インターネットの利用等による環境影響評価図書の公表の義務化 ④ 評価項目等の選定段階における環境大臣意見の主務大臣に対する技術的助言を規定 ⑤ 事業の影響が単独の政令で定める市の区域内のみに収まると考えられる場合、当該政令で定める市から事業者への直接の意見提出 等
4月2日	基本的事項告示
10月24日	改正法第2段施行に対応するための改正政省令公布
11月6日	環境省所管主務省令公布(廃棄物最終処分場)

1. 改正環境影響評価法の全面施行	
(1) 改正環境影響評価法の全面施行に係るこれまでの動き②	
平成25年 3月21日	経済産業省所管主務省令公布(発電所)
3月29日	防衛省所管主務省令公布(飛行場)
3月	「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」作成
4月1日	国土交通省等所管主務省令公布(道路・河川・鉄道・飛行場・埋立・土地区画整理事業等) 農林水産省所管主務省令公布(林道) 経済産業省所管主務省令公布(中小機構が行う宅地造成事業)
4月1日	改正法第2段施行(完全施行) ① 計画段階環境配慮手続の義務化 ② 環境保全措置等の実施状況の公表等の手続の義務化 等

※平成22年2月の中央環境審議会答申を受け、風力発電施設の設置の事業を法対象事業に追加した(平成24年10月1日施行)。
※配慮書手続の創設により、平成19年度に策定した「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」について、平成25年3月31日限りで廃止した。



1.改正環境影響評価法の全面施行

(4)環境影響評価法に基づく主務省令の概要

事業種 ＜所管省庁＞		廃棄物処分場 ＜環境省＞	発電所 ＜経済産業省＞	道路、飛行場、埋立、ダム等 （PI有）＜国土交通省＞	鉄道、土地区画整理等（PI無） ＜国土交通省＞	
配慮書 手続	複数案	形態	位置・規模又は配置・構造	構造・配置又は位置・規模	位置又は規模	
		設定しない場合	理由を明らかにする			
		優先順位 ゼロ・オプション	位置・規模を優先 合理的であると認められる場合、複数案に含めるよう努める 設定しない場合は理由を明記する	記述無し 現実的であると認められる場合、複数案に含めるよう努める	記述無し 合理的であると認められる場合、複数案に含めるよう努める	
	調査 予測 評価	環境要素	EIAの環境要素から事業特性に応じて選定		EIAの環境要素から事業特性に応じて選定（主務省令上は事業特性に応じてEIAの環境要素の一部を抽出して規定）	
		手法	調査は、原則として既存資料により実施。予測は、可能な限り定量的に実施。評価は、複数案ごとの環境影響の程度を比較して実施。			
		不確実性	必要に応じて、不確実性の内容を明らかにする	記述無し	必要に応じて、不確実性の内容を明らかにする	
	意見 聴取	基本的な方法	配慮書の案または配慮書で意見聴取を行うよう努める。意見聴取を行わない場合は理由を明らかにする。			
		「配慮書の案」の扱い	「配慮書の案」で聴取し、その場合、一般、自治体の順とするよう努める	配慮書の案で聴取する場合は一般、自治体の順とするよう努める	配慮書の案又は配慮書について、一般及び自治体からの意見聴取に努める	「配慮書の案」で聴取し、一般、自治体の順とするよう努める
		多段階の意見聴取	実施に努める	記述無し	記述無し、PIによる意見聴取が担保されておりアセス主務省令等では記述無し	記述無し
		意見聴取の期間	一般30日/自治体60日以上	一般30日/自治体60日程度の適切な期間		一般30日/自治体60日以上
スクリーニング		「生態系」に重要な自然環境のまとまりを場としてとらえる考え方を導入				
環境影響評価項目等選定指針（EIA段階）		・環境要素の「騒音」を、「騒音（低い周波数帯のもの含む）及び超低周波音」とする ・調査、予測、評価の手法選定に当たり、計画段階配慮事項の検討結果を最大限活用する（ティアリング） ・調査、予測の手法選定に当たり、最新の科学的知見を反映するよう努める ・項目・手法選定に当たり、助言を受けた専門家の所属の種別を明示するよう努める				
環境保全措置		・計画段階配慮の複数案から位置等の決定に至る過程での環境影響の回避・低減の程度についての検討の内容を明らかにする ・事後調査・環境保全措置の検討は、必要に応じ専門家の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う				
報告書手続		・事業（工事）完了段階で報告書を作成する ・工事中に講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に記載				
参考項目・参考手法		参考項目に、建設工事からのCO2排出を追加	風力発電の「騒音・低周波音」を「騒音・超低周波音」に変更	変更無し		
備考		対象事業に一部民間事業（産廃処分場）	対象事業は全て民間	公共事業が主	民間事業及び公共事業が混在	

・本表は各主務省令を基に環境省が作成した。

・その他、経済産業省所管の中小機構による宅地造成事業、林野庁所管の林道事業、防衛省所管の飛行場事業の各主務省令があるが、これらは廃棄物処分場主務省令とほぼ同内容となる。

配慮書手続の意義・目的

配慮書では「位置・規模」または「配置・構造」に係る複数案同士の環境影響の比較検討する。

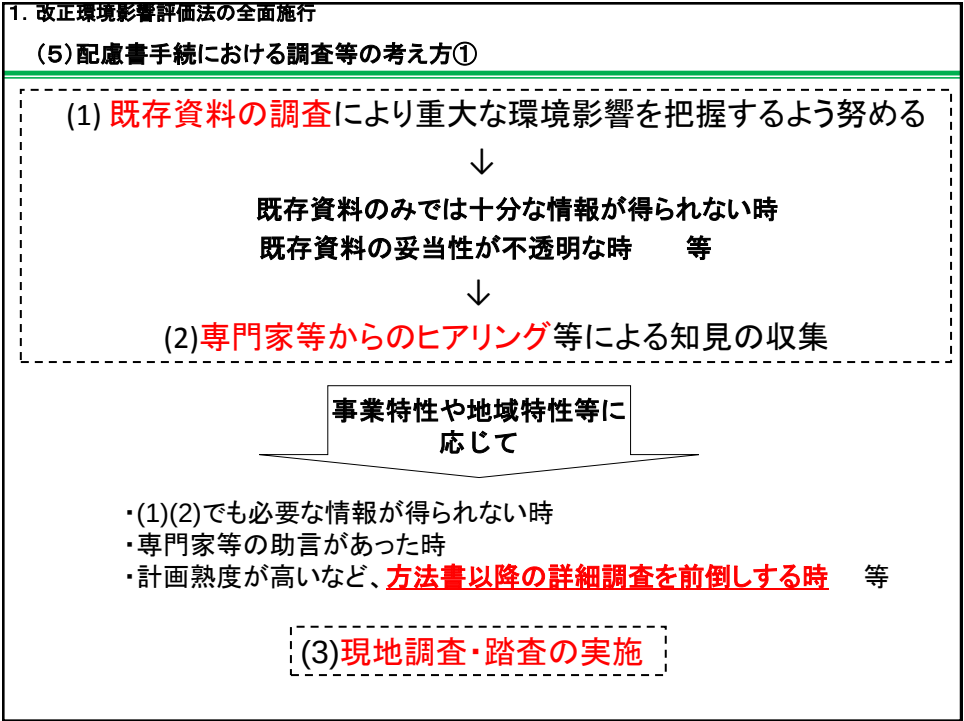
↓

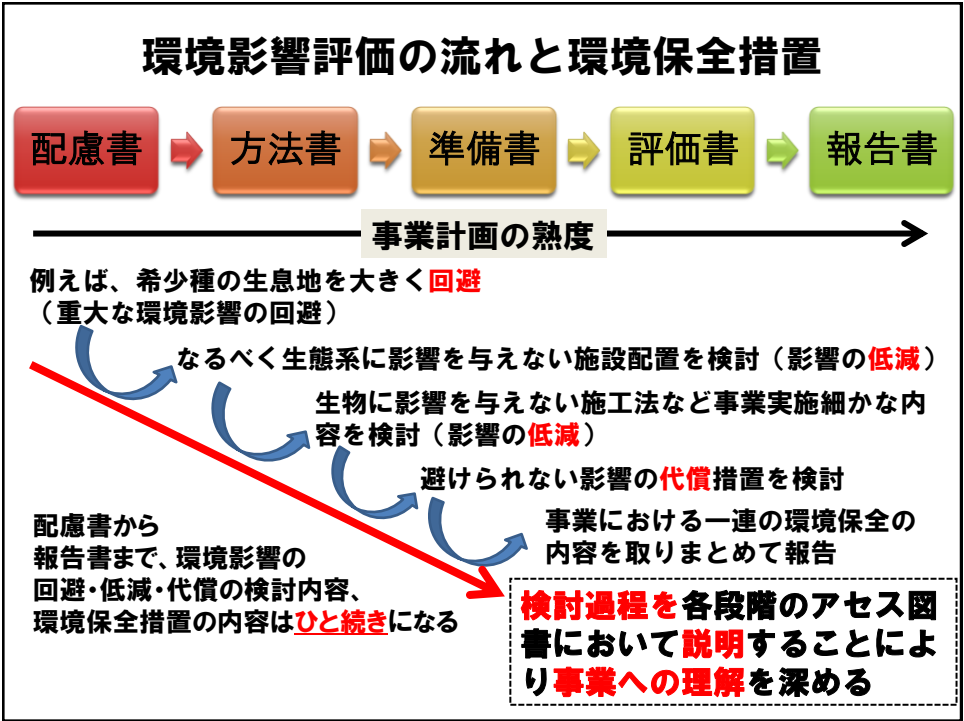
事業計画が変更可能(≡ **事業計画が確定する前**)な段階における

重大な環境影響の回避・低減

項目	A案	B案	C案
生態系	◎	△	△

⇒ **事業計画の合理的な説明**に用いることが可能





1. 改正環境影響評価法の全面施行

(6) 配慮書手続の事例について

環境影響評価法の改正により配慮書手続が規定された。
実際に手続きが行われた案件における複数案の設定方法、評価方法、審査のポイント等は以下のとおり。

○事業の概要

対象事業の名称及び種類	名称	川口土地区画整理事業
	種類	土地区画整理事業
対象事業の位置	八王子市川口町、上川町、美山町及び西寺方町の各一部	
事業規模	約170ha	
環境大臣意見提出	H25.6.14	
国土交通大臣意見	H25.6.27	

複数案の設定方法

○複数案の設定方法
主尾根を境界に地域を二分し、現状自然を残すゾーン(自然環境保全ゾーン)と開発ゾーン(流通業務ゾーン)を設定した。

○複数案の内容
上位計画(「東京都西南部の流通業務施設に関する整備方針」等)により位置・規模がパブリックコメントや議会議決を経て決定されているため、位置・規模は対象とせず、配置・構造の複数案を設定。

○ゼロオプションとの関係
配慮書内に上位計画の検討経緯を記載し、ゼロオプション設定をしないことが合理的である理由とした。

【A案(北東部案)】

- 主尾根を含む計画地西側のみどりを自然環境保全ゾーンとして保全します。
- 広域物流センター、地域配送センター、倉庫や流通加工機能を持つ物流施設等が集積する流通業務ゾーンを、計画地北東側と南側の一部に配置します。
- 2つの流通業務ゾーンを結ぶように区域内の計画道路を南北に配置します。

施設の区分	面積 (ha)	割合 (%)
流通業務ゾーン (計画道路含む)	60	35.3
自然環境保全ゾーン	110	64.7
合計	170	100.0

【B案(南西部案)】

- 主尾根を含む計画地北側のみどりを自然環境保全ゾーンとして保全します。
- 広域物流センター、地域配送センター、倉庫や流通加工機能を持つ物流施設等が集積する流通業務ゾーンを、計画地南西部側に配置します。
- 流通業務ゾーンを縦断するように、区域内の計画道路を配置します。

施設の区分	面積 (ha)	割合 (%)
流通業務ゾーン (計画道路含む)	45	26.5
自然環境保全ゾーン	125	73.5
合計	170	100.0

予測評価の例

○配慮書段階では、現地調査資料が不足するため、既存資料を中心に大まかな予測・評価を行っている。
○環境項目毎に複数案比較を行い総合評価を実施している。

注) 1. 記号の意味 (総掛り部分以外)

- ：影響が小さいまたはない想定される
- △：一定の影響が想定される
- ×：影響が否定される

(記号が△同士の場合)

- ＋：他の案に比べて優れている
- －：他の案と比べて劣っている

2. 総掛り部分の記号の意味

- ：他の案に比べて優れている
- △：他の案とほとんど差がない
- ×：他の案と比べて劣っている

項目	A案(北東部案)	B案(南西部案)	
動物	重要な種の生息環境への影響	△－：樹林 △＋：湿性草地 ○：乾性草地	△＋：樹林 △－：湿性草地 ○：乾性草地
	オオタカの生息環境への影響	△：平成23年放棄地・平成24年利用域 ○：平成15年放棄地	○：平成23年放棄地・平成24年利用域 ×：平成15年放棄地
		×	○
		△	△
植物	重要な種の生育環境への影響	○：4区分の重要種 △：5区分の重要種	○：3区分の重要種 △：4区分の重要種 ×：2区分の重要種
	植生への影響	△－	△＋
		△	△
	動物の生息・生育基盤への影響	△－：資源量・緩衝機能・補助的・二次的影響 △＋：種多様性	△＋：資源量・緩衝機能・補助的・二次的影響 △－：種多様性
景観	景観資源への影響	△－	△＋
	主要な眺望点からの眺望景観への影響	○：2地点 △：2地点 ×：1地点	○：3地点 △：1地点 ×：1地点
		×	○
		△	△
人と自然との触れ合いの活動の場	直接交流・利用環境・快適性への影響	○：4地点 △：2地点 ×：1地点	○：7地点
		×	○
		△	△
		△	△
総合比較	動物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場について、A案(北東部案)と比べてB案(南西部案)の方が回避または低減されている。		

主な環境大臣意見（H25.6.14提出）

(1) 本事業の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について、方法書以降の図書に記載すること。

(2) オオタカを含む希少猛禽類に対する適切な環境保全措置の検討を可能とする調査データの取得に努めること。

(3) 事業の実施により想定される溪流や沢の埋立や水量の減少等を原因としたサンショウウオ類やホタル類等の水生生物の生息環境の大幅な減少が懸念されることから、水生生物を含む希少種の生息・生育環境への影響についての専門家からの意見聴取方法及びその結果、希少種の分布状況を含めた適切な調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。
また、地下水位及び溪流等の河川流量に関する継続的な調査及びその結果について方法書以降の図書に記載すること。
さらに、事業計画地周辺におけるサンショウウオ類やホタル類等の水生生物の生息適地調査の実施について、可能な限り方法書以降の図書に記載すること。

(4) 景観に関する評価にあたっては、眺望構成要素を的確に把握して事業計画地との関係を分析する等、客観的根拠を基に分析すること。また、それらを踏まえた調査、予測、評価手法及びその結果について、方法書以降の図書に記載すること。
なお、その他環境要素についても、参考項目を勘案しつつ、事業特性及び地域特性に応じて項目の選定を行い、方法書以降の図書に反映させること。

 想定される重大な環境影響に対応し、方法書以降の手続で実施すべき内容について意見を述べている。

2. 環境影響評価法における放射性物質適用除外の削除

(1) 環境影響評価法における放射性物質適用除外規定の削除

(2) 放射性物質に係る環境影響評価のイメージ

2. 環境影響評価法における放射性物質適用除外の削除

(1)環境影響評価法における放射性物質適用除外規定の削除

＜背景＞

環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、平成24年通常国会において成立した原子力規制委員会設置法の附則により、環境基本法について、放射性物質による大気等の汚染の防止について原子力基本法等に対応を委ねている規定が削除された。

＜個別環境法（環境影響評価法等）における放射性物質適用除外規定の削除＞

- ・環境影響評価法等個別環境法で規定されている放射性物質による環境汚染に係る適用除外規定を削除する「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が第183回通常国会で成立（平成25年法律第60号）。
- ・これにより、環境影響評価法が改正され、放射性物質による環境の汚染を防止するため、環境影響評価手続の対象に放射性物質による環境への影響を含めることとなった（法第52条第1項削除）。

環境影響評価法（平成9年法律第81号）（抄）

(適用除外等)

第52条 この法律の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2. 3

＜施行期日＞ 公布の日(平成25年6月21日)から2年を超えない範囲内において政令で定める日

＜検討スケジュール(予定)＞

[illegible]

2. 環境影響評価法における放射性物質適用除外の削除

(2) 放射性物質に係る環境影響評価のイメージ

①調査項目及び手法の選定

以下のことを踏まえて、放射性物質の影響を評価する必要性を判断

事業特性:事業の種類、土地改変の規模 等

地域特性:既存の文献、国、自治体、専門機関等の
モニタリング結果 等



放射線モニタリング情報
(原子力規制委員会HP)

航空機
モニタリング結果
(旧文科省HP)

**必要がないと判断されれば、放射性物質を
項目として選定しない**

②調査

事業実施区域の放射線量の測定等



空間放射線量の計測例

※既存のモニタリング結果で十分に評価が可能な場合はそれらの活用が可能。

③予測・評価

環境保全措置の必要性の検討

環境保全措置の必要あり

④環境保全措置の検討

残土の処理等の検討

3. 東日本大震災からの復旧・復興への対応

(1) 東日本大震災に係る復旧・復興事業における環境影響評価制度の概要

(2) 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)

(3) 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価

(4) 大規模災害に起因する復旧・復興事業の一般化と環境アセス

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(1) 東日本大震災に係る復旧・復興事業における環境影響評価制度

<環境影響評価法第52条第2項>

① 災害復旧事業(災害復旧の実施に責任を有する者が法令又は計画に基づいて実施する原状回復の事業)【災害対策基本法第87条】

② 再度災害防止事業(①と合わせて行われる施設の改良等の事業)【災害対策基本法第88条第2項】

③ 建築基準法第84条が適用される場合の同条第1項の都市計画事業

④ 被災市街地復興推進地域で行われる土地地区画整理事業【被災市街地復興特別措置法第5条第1項】

環境影響評価法手続の適用除外

国から、自主的な環境影響評価(①環境配慮の検討、②自治体や住民への説明、③環境保全措置の結果の公表等)を実施するよう要請

(適用事例)

東京電力・東北電力の緊急設置電源 等

<東日本大震災復興特区法第72条>

左記の環境影響評価法第52条第2項の対象にならなかった復旧・復興事業で、早期の事業着手が必要なものを対象に設けた特例措置

被災市町村等が策定する復興整備計画に位置付けようとする以下の事業が対象

① 土地地区画整理事業

② 鉄道事業及び軌道事業

環境影響評価法よりも簡易な手続を実施

○実質的に方法書手続を省略

○国民、自治体、国への意見聴取を同時並行で実施

○意見聴取期間を短縮

○通年の現地調査は行わない分を事業実施後のモニタリング等で補足

(適用事例)

石巻市被災市街地復興土地地区画整理事業

常磐線復旧事業

10

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(2) 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)①

法52条第2項による適用除外の対象となった、**東日本大震災により原形に復旧することが不可能となった自社の発電設備の電気供給力を補う**ために、東京電力株式会社及び東北電力株式会社
が、当該発電設備に係る発電所以外の場所で行う発電設備の設置等の事業について、平成23年4
月に環境省、経済産業省の両省において以下の事項を確認。

適用除外の対象
範囲(要件)

①設置場所

➢ 東京電力又は東北電
力の供給区域内に**従
来から存在する同社の
発電所の敷地内で行う
もの**

②事業実施期間

➢ 東日本大震災から**3年
程度以内に供用開始
するもの**
➢ 東日本大震災から**1年
以内に復旧計画で定め
るもの**

2012年3月を
もって終了

講じられるべき措置(「自主的なアセス」)

(1)復旧計画の公表等: 復旧計画を公表、経済産業大臣及び関係自
治体に送付。(経済産業大臣は、写しを環境大臣に送付。)

(2)環境影響の最小化のための配慮: 事業の環境影響について可能
な限り詳細に予測、影響を最小化するため実行可能な最大限の配
慮を実施

(3)関係自治体・住民への説明等: 事業の実施前に、予測される環境
影響、講ずる環境保全措置等を、関係自治体及び地域住民に説明

(4)工事中及び供用開始後の環境保全措置: 工事中及び供用時の
環境影響について継続的に調査を行いその結果を公表。調査の結
果必要が生じれば、一日の供用時間を短縮する等、然るべき措置

(5)電力系統全体からの環境影響の低減: 災害復旧に一定の進展が
見られた場合は、影響のより大きな設備から運転を停止する等によ
り、電力系統全体からの環境影響を、震災前の水準まで、可能な限
り速やかに低減

(6)環境保全措置の公表: 講じた環境保全措置を積極的に公表

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(2) 緊急設置電源(法52条第2項による適用除外)②

環境保全措置及び環境監視結果の概要(事業者公表を基に環境省とりまとめ)

○緊急性のために従来の発電設備では用いない方式の設備(例:コンバインドサイクル向け大型ガスタービンをシンプ
ルサイクルのガスタービン発電設備として運用するなど)が多く認められるなど、**従来型の発電設備と同レベルの環
境性能を確保することは困難であるものの、実行可能な範囲内で設備特性に応じた環境保全措置を実施。**

○住居側の敷地境界に**防音壁を設置**する、**夜間の時間帯の運用を行わない**など、事業特性に応じた環境保全措置を
実施。

○概ね電力需給の**逼迫時に運用**されており、送電系統のバランス等の制約条件の範囲内で、**高効率で環境負荷の小
さい設備を優先的に運用。**

○需給状況の緩和とともに、**環境負荷の大きい設備を順次廃止**するなどの配慮。

○環境監視結果においては、環境基準を超過するなどの**環境への影響が懸念される事象は確認されず。**

表. 環境配慮図書及び環境監視結果の公表状況の概要

	発電所	環境配慮図書	工事中環境監視結果				運転開始後監視結果			
			H23上期	H23下期	H24上期	H24下期	H23上期	H23下期	H24上期	H24下期
東京電力	千葉(cc化)	H23.7(H24.1)	H23.12(H24.9)				H24.1	H24.9	H25.3	H25.9
	大井	H23.9	H23.12				H24.4	H24.7	H24.12	H25.6
	川崎	H23.7	H23.10				H23.12	H24.6	H24.12	H25.6
	横須賀	H23.7	H23.10				H23.12	H24.6	H24.12	H25.6
	常陸那珂	H23.9	H23.12				H24.3	H24.6	—	—
	鹿島(cc化)	H23.9(H24.2)	H24.9(H25.7)				—	—	H25.5	—
東北電力	東新潟(LNG)	H23.8	H23.12	H24.6	H24.10	—	—	—	H24.10	H25.4
	八戸(cc化)	H23.8(H24.2)	H23.12	H24.6	H24.10 (H24.12)	(H25.6)	—	—	H24.10	H25.4
	秋田	H23.8	H23.12	H24.6	H24.10	—	—	—	H24.10	H25.4

11

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(3) 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価①

○「東日本大震災復興特別区域法」(平成23年法律第122号)により、東日本大震災により被災した市町村等が作成した復興整備計画に位置付けられた復興整備事業については、各種許認可等の特例措置等を受けることができる。

○同法において**環境影響評価法手続の特例措置**が設けられており、復興整備計画に位置付けられた復興整備事業のうち、環境影響評価法の対象事業となる一定規模以上の**土地区画整理事業**(面積 75 ヘクタール以上)、**鉄道事業及び軌道事業**(長さ7.5 km 以上)についても、迅速な事業着手という本法の趣旨に合わせた形で環境影響評価手続の特例を適用。
⇒「復興事業への迅速な着手」と「環境保全」の両立を図る

現行制度

方法書（アセス項目・方法の案）
↓
環境影響評価の実施
事業者が適年現地調査を含む十分な調査・予測・評価・環境保全対策の検討を行う。
↓
準備書（アセス結果の案）
↓
評価書（アセス結果の修正）

◆対象事業を実施しようとする事業者が手続を実施
◆方法書、準備書、評価書の3段階で実施
◆方法書、準備書段階では国民、地方公共団体の、評価書段階では国の関与がある。

特例手続

特定環境影響評価の実施
被災した市町村等が主に既存文献等を活用し、調査・予測・評価・環境保全措置の検討を行う。
↓
特定評価書

◆被災した市町村等が特例手続を実施
◆方法書、準備書、評価書を集約
◆国民、地方公共団体、国の関与を集約

※平成24年5月、国土交通省と環境省は、特定環境影響評価に係る評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法等に関して特に留意すべき事項について、技術的な情報を提供するための「東日本大震災復興特別区域法に基づく特定環境影響評価の技術手引(案)」を公表。

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(3) 東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価②

<手続の流れ>

都道府県知事
市町村長

国民等

被災関連市町村等

国等

調査
予測
評価

環境
保全
措置
の
検討

※既存文献、専門家等への意見聴取、
現地の状況の確認並びに必要に応じて
行う現地調査等により、検討を行う

特定環境影響評価

特定評価書の作成

送付

認可を行う者

環境大臣意見

認可を行う者の意見

※意見提出期間60日
(このうち環境大臣
意見提出期間30日)

認可を行う者
による審査

認可を行う者
へ送付

事業の実施
特定評価書に基づく環境保全への配慮

※事後調査を現行のアセス制度
よりも広い対象に対して行う

地方公共団体

公告

縦覧2週間
※ウェブサイトでも公表

意見

※縦覧期間満了
の日まで

地方公共団体の意見

※意見提出期間60日

地方公共団体

公告
(縦覧2週間)
※ウェブサイトでも公表
※公告を行うまでは事業を
実施してはならない

※被災関連市町村等は、事業実施者に対し必要な
協力を求めることができる

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(3)東日本大震災復興特別区域法による特定環境影響評価③

○環境影響評価手続の特例の概要<国交省・環境省関係令>

➢ 土地区画整理事業及び鉄道・軌道事業の現行の主務省令で共通して規定されている事項を抽出し、さらに必要な検討を加えて規定。

➢ 迅速な復興事業への着手という観点から、**通年の現地調査等、特定環境影響評価の実施に当たって時間を要する規定は置いていない。**

➢ 特定環境影響評価の項目の選定又は調査、予測及び評価の手法の選定に当たっては、**専門家等から助言を受けることが必須。**

➢ 事業着手後に実施される**事後調査については**、より一層適切な環境保全を図るため、アセス法に基づく手続よりも**実施要件を広く規定。**

表. 東日本大震災復興特別区域法による環境影響評価法手続の特例措置となった事業の概要

県名	市町名	事業名	規模	備考
宮城県	石巻市	石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	87.7ha	平成25年10月特定評価書（補正後）縦覧
宮城県 福島県	やまもとちょう 山元町、 わたりちょう 亘理町 しんちまち 新地町	常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業	14.6km	平成25年3月特定評価書公告

(平成25年10月末現在)

3. 環境影響評価法によるアセス手続の適用除外

(4)大規模災害に起因する復旧・復興事業の一般化と環境アセス

東日本大震災復興特別区域法
(平成23年法律第122号)

○東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進が目的、時限立法ではないが、東日本大震災に起因する復興事業が対象

○被災自治体が復興整備計画を策定し、そこに盛り込まれた事業を迅速に実施するための許認可等の特例措置を規定

環境影響評価法の特例措置（第72条）

【対象】

①鉄道・軌道事業（内陸移設を想定）

②土地区画整理事業（高台移転を想定）
（復興整備計画に位置付けられた復興整備事業）

▼

○環境影響評価法の規定を適用除外

○復興特区法第72条に基づいて簡略的な手続を実施（調査・予測・評価は簡易な手法、作成する図書は特定環境影響評価書のみ、一般・自治体・国への意見聴取は同時並行的に実施etc.）

迅速な復興と環境保全の両立

大規模災害からの復興に関する法律
(平成25年法律第55号)

○南海トラフ巨大地震などを念頭に、今後大規模災害が発生した場合に備え、東日本大震災復興特区法等で設けた枠組みを恒久的に措置

○東日本大震災復興特区法と同様に、被災自治体が策定した復興計画に盛り込まれた事業を迅速に実施するための特例措置を規定

環境影響評価法の特例措置
については盛り込まず

→災害時の環境影響評価手続の特例措置は環境影響評価法に規定（適用除外）があり恒久的措置については基本的に当該規定で対応するもの

→復興特区法は震災発生後において想定された事業で既存の適用除外規定ではカバーしきれないものについて、地域の特性も踏まえながら固有のパッケージとして設けた枠組み。全ての大規模災害時の事業について拙速に特例措置を設けることを避けた

▼

一方で、東日本大震災と同様に現行の規定では対処できない状況が生じる可能性はあり、環境影響評価法下での措置も含めて、今回の経験を踏まえ、大規模災害時の恒久的措置を検討する必要あり

4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

(1)環境アセスメントの迅速化

(2)短縮目標

(3)環境アセスメントの簡素化(火力リプレイス関係)

(4)環境アセスメントの簡素化(風力・地熱関係)

(5)火力発電所の環境アセスメントに係る二酸化炭素の取扱いの明確化

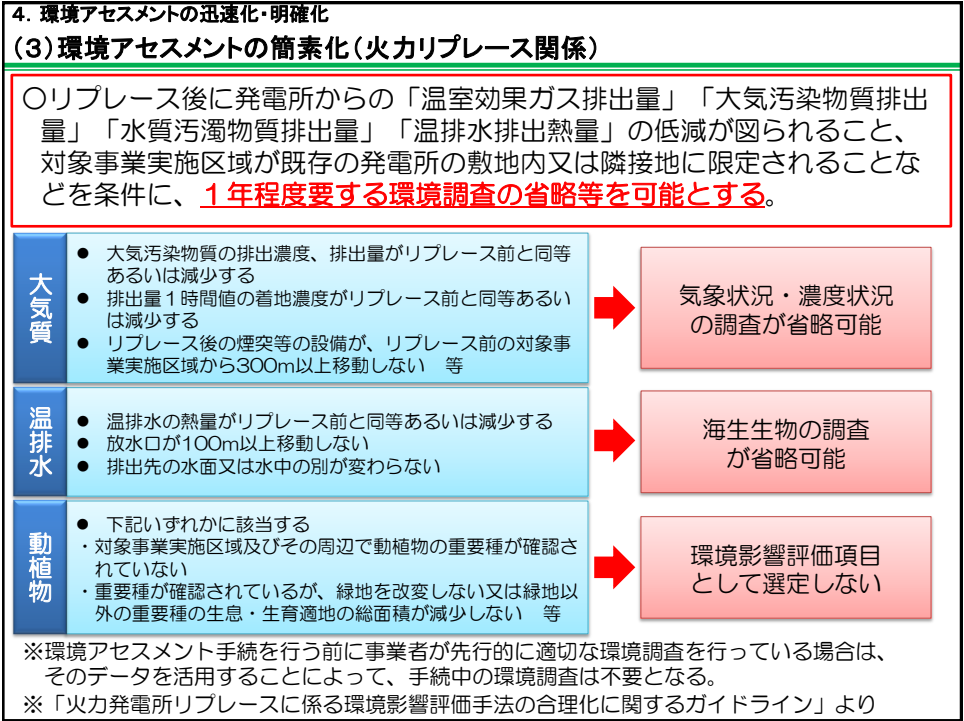
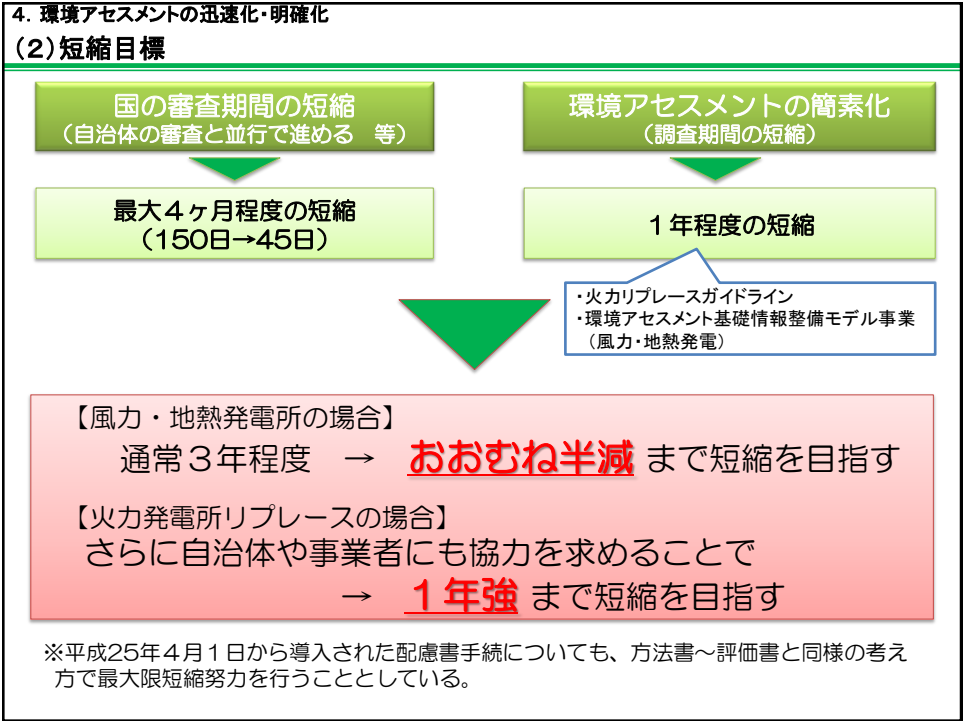
4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

(1)環境アセスメントの迅速化等について

○エネルギー源の供給途絶や価格の乱高下等、予期せぬエネルギー情勢の変化があったとしても、低廉な価格で必要な時に必要な量のクリーンなエネルギーを安心して利用できる社会を目指す一方で、東日本大震災以降、老朽火力の焚き増し等により、火力発電の燃料コストが大幅に増加し、再生可能エネルギーの導入は依然その水準は低い状況にある。

○こうした状況を受けて、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、
ー3、4年程度かかると想定される風力・地熱発電事業に係る環境アセスメントの手続期間の半減を目指すこと
ー通常3年程度かかる火力発電所のリプレイスに係る環境アセスメントの手続期間を最短1年強に短縮することを目指し(新増設についても短縮に取り組む)、また、火力発電所の審査におけるCO2の取扱いを明確化することが盛り込まれ、これらによって、民間企業が円滑に投資できる環境を整備することとされた。

○加えて、上記の方針を具体的施策に落とし込んでいる規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)が策定された。



4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

(4) 環境アセスメントの簡素化(風力・地熱関係)

環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(平成24年度より実施中)

○環境省は、風力発電事業において、質の高い環境アセスメントを効率的に実施できるよう環境基礎情報の収集・整備を行う。

○これらの情報を事業者に活用していただくことで、環境アセスメントにおける環境調査の期間短縮及び調査費用の低減などが期待される。

⇒モデル地区の拡大、自治体からの公募制の導入等、制度の拡充を検討中

全国既存情報の収集・整備

全国既存情報を収集

・重要な種の分布
・地形図
・自然公園 等

全国既存情報

情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査

情報整備モデル地区

・10～20箇所程度(洋上風力、地熱含む)
・風況、環境等の観点、から絞り込み
動植物の生息・生育状況などの環境調査を実施

地域の環境基礎情報

事業者
地方公共団体
地域住民

データベース

通常1年程度必要となる環境調査が短縮可能

※情報整備モデル地区で風力発電事業を実施した場合

平成26年度予算要求額：17億円
(平成25年度予算額 10億円)

※経済産業省においても、環境影響調査の前倒し実施について、調査手法等に係る知見の整理を行うこととしている。《参考③》

4. 環境アセスメントの迅速化・明確化

(5) 火力発電所の環境アセスメントに係る二酸化炭素の取扱いの明確化

東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ(平成25年4月経済産業省・環境省)

1. 電気事業分野における実効性ある地球温暖化対策のあり方

・国の目標と整合的な電力業界全体の実効性ある取組を確保し、以下を主な内容とする枠組みの構築を促す。

① 国の計画と整合的な目標が定められていること

② 新電力を含む主要事業者が参加すること

③ 責任主体が明確なこと(小売段階に着目)

④ 目標達成に、参加者が全体として明確にコミットしていること

⑤ 新規参入者等に対しても開かれており、かつ事業者の予見可能性が高いこと

2. 環境アセスメントにおける二酸化炭素の取扱い

・下記の観点により必要かつ合理的な範囲で審査する。

(1)BAT(Best Available Technology)

・竣工に至るスケジュール等も勘案しながら、アセス手続中の最新発電技術等の採用の可能性を検討した上で、既に商用プラントとして運転中の最新鋭の技術以上を採用すること

(2)国の目標・計画との整合性

a)中期目標(2020年目標)との関係

・上記枠組に参加し、CO2排出削減に取り組んでいくこととしている場合は整合性確保。枠組みができるまでは、天然ガスと同等程度の排出になるようクレジット等を確保

b)2050年目標との関係

・今後の革新的なCO2排出削減対策について継続的に検討(国もCCS等の技術開発の加速化等)

16